

6川こ運支第533号

令和6年11月28日

保育所長・認定こども園長 各位
地域型保育事業所設置者 各位

川崎市こども未来局保育・子育て推進部
運営支援・人材育成担当課長

令和7年4月入所児童に係る入園前健康診断に基づく健康管理委員会の申請について

健康管理委員会は、医師、保育所等関係者、行政職員等で構成され、そのお子さんが集団生活の中で保育が可能かを審議する機関です。入所に係る審議の他、年間を通じて病児、与薬及び除去食について審議を行います。

令和7年4月入所児童に係る審議は、令和7年3月7日（金）の健康管理委員会でを行います。

入園前健康診断の結果、健康管理委員会の審議が必要となった場合は、期日までに書類を御提出くださいますようお願いいたします。また、決められた期間の範囲内で嘱託医と日程調整の上、入園前健康診断を実施してください。

1 3月7日（金）に行われる審議内容について

令和7年4月入所児童に係る審議のうち、次の場合のみ審議が行われます。

| |
|---|
| <p>【入園の可否の審議】 入園前健康診断の結果、健康管理上または集団生活上、特に注意が必要と認められた場合</p> <p>【与薬（抗けいれん薬・エピペン等）の審議】 主治医の指示により入園と同時に園で与薬の必要がある場合</p> <p>【健康状態の報告】 嘱託医の判断により報告の必要があるもの</p> <p>【川崎病の報告】 報告の必要があるのは心臓疾患等を合併している場合のみです</p> |
|---|

2 入園前健康診断実施期間と健康管理委員会への書類の提出期限

<入園前健康診断 実施期間>

| 一次利用調整 内定者 | 二次利用調整 内定者 |
|-----------------------|-----------------------|
| R7. 1. 21(火)～2. 20(木) | R7. 2. 15(土)～2. 27(木) |

- 入園前健康診断の結果、健康管理委員会に入園の可否の審議を申請する場合は、事前に各区児童家庭課及び、運営支援・人材育成担当（044-200-2664）に電話連絡をお願いいたします。

| <u>3月7日（金）に審議するもの</u> | 一次利用調整 内定者 | 二次利用調整 内定者 |
|--|--|--|
| 【入園の可否の審議】 | R7. 2. 21(金) までに 児童居住区の児童家庭課へ 必要書類を紙で提出 | R7. 2. 28(金) までに 児童居住区の児童家庭課へ 必要書類を紙で提出 |
| 【与薬(エピペン・抗けいれん薬)の審議】 【健康状態の報告】 【川崎病の報告】 | R7. 2. 21(金) までに オンライン申請 | R7. 2. 28(金) までに オンライン申請 |

- 提出期限に間に合わない可能性がある場合には、運営支援・人材育成担当（044-200-2664）に電話で御相談ください。

| | |
|-----------------------------------|----------------------|
| <u>5月9日（金）に審議するもの</u> | |
| 【食物アレルギー除去食】 【与薬（特定の食物の除去）の申請】 | R7.4.21(月)までにオンライン申請 |

- ・ 除去食など緊急を要さない与薬（乳糖不耐症や、薬による特定の食物の除去など）の審議は5月の健康管理委員会となりますが、除去食が必要な場合は主治医の指示に従い、入園時から除去食の提供を開始してください。

3 提出書類

- ・ 提出書類については、申請手続きガイド「提出書類の御案内」を参考にしてください。様式については、添付のもの又は下記 URL からダウンロードした最新版を使用してください。
- ・ 児童家庭課から事前に主治医意見書（様式）をお渡ししている場合がありますが、嘱託医（園医）が審議の必要なしと判断した場合は、健康管理委員会に申請する必要はありません。

4 健康管理委員会の審査結果

【入園の可否の審議】

審査結果については、各区児童家庭課から保護者宛・施設長宛にそれぞれ連絡を行います。

【与薬（抗けいれん薬・エピペン等）の審議】

- ・ 審査結果については、運営支援・人材育成担当から施設長宛に行います。施設長は保護者に結果を伝え、入園後に与薬を開始できるようにしてください。
- ・ 与薬については健康管理委員会の許可がおりるまで使用はできません。

5 健康管理委員会申請にあたっての注意事項

- ・ 健康管理委員会は3月の他に5、7、9、11、1月の5回開催され、お知らせはメールにて園に送付いたします。申請はお知らせに関係なくいつでも受け付けています。
- ・ その他、御不明な点はこども未来局保育・子育て推進部運営支援・人材育成担当（044-200-2664）までお問い合わせください。

- 川崎市健康管理マニュアル（令和6年12月改訂）

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000077169.html>

- 川崎市保育施設における食物アレルギー対応マニュアルについて（令和6年7月改訂）

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000167988.html>

- 川崎市保育所入所児童等健康管理委員会への申請手続きについて

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000167958.html>

申請様式のダウンロードはこちらからできます。

問合せ こども未来局保育・子育て推進部
運営支援・人材育成担当

TEL 044-200-2664

FAX 044-200-1517

Mail 45suisin@city.kawasaki.jp

令和7年4月入所児童に係る川崎市保育所等入園前健康診断実施細目

1 入園前健康診断の目的

入園前健康診断は、内定を受けた児童について、事前に先天性疾患及び伝染性疾患等集団生活に支障をきたす疾病の有無、その他の健康管理上必要なデータを得ることを目的として実施するものです。

2 実施について

従来は、全ての新入児が嘱託医（園医）による対面での診断を受けていますが、令和7年度入園前健康診断については、感染症拡大防止のため、昨年同様に以下の方法で実施します。

- * 基本は書類審査です。入園前健康診断記録表の作成は全員必要です。
- * 園は書類（児童票、健康記録表、母子手帳）を確認し、嘱託医（園医）に報告・相談の上、入園前健康診断記録表の「入所の適否」を記載・押印していただき入園確認とします。
- * 嘱託医（園医）に「対面での入園前健康診断が必要」と判断された児童については、対面での健診を実施してください。

《具体的な実施方法》

- (1) 児童家庭課から送付された児童票・健康記録表に保護者が必要事項を記入し、園に持参します。施設長は受け取り時に記載事項のチェックや健康面の簡単な聞き取り、母子手帳の確認等を行います。

【日程のめやす】一次利用調整内定者：1月下旬頃 二次利用調整内定者：2月18日頃

- (2) 園で身体測定・健康確認を行い、入園前健康診断記録表に記入します。児童の様子を観察し、聞き取りを行いながら健康上の注意・留意点を確認してください。

- ※ 感染症に配慮し、必要に応じて土曜日に時間をずらして行うなど園ごとに方法を御検討ください。
- ※ 聞き取りには、別紙「入園前確認様式」を参考にしてください。
- ※ 入園前面談（入園説明）については、嘱託医（園医）に入園確認をいただいてから行ってください。

【日程のめやす】一次利用調整内定者：1月末～2月上旬 二次利用調整内定者：2月下旬

- (3) 園は嘱託医（園医）に児童票、健康記録表、入園前健康診断記録表を見せ、健康確認の様子を報告します。嘱託医（園医）と相談し、「書類審査のみで適（入園可）とする児童」と「嘱託医（園医）による対面での入園前健康診断を実施する児童」を決定します。

～嘱託医（園医）による対面での入園前健康診断が必要な基準～

- 1 現在、定期的に医療機関受診を指示されている児童
- 2 健康診断で発育発達について問題が指摘された児童
- 3 家庭での生活に健康上で不安や困難を感じる児童
- 4 主治医から園生活で何らかの指示がされている児童
- 5 保育所職員が（面談時の聞き取りや）書類上健診が必要と考える児童
- 6 以上に当てはまらないが、保護者から健康上の不安について具体的に示され、嘱託医（園医）による健診を希望する児童

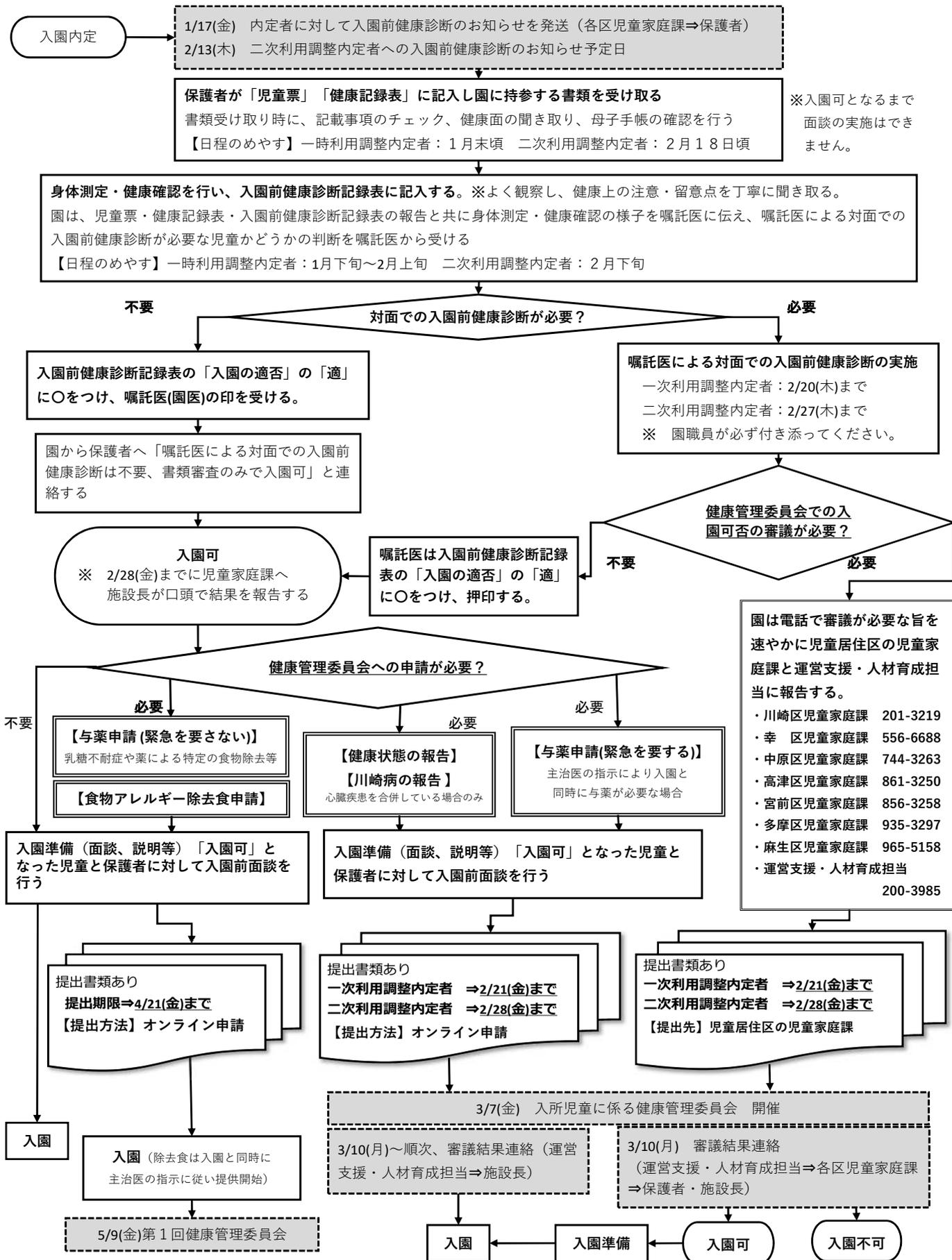
- (4) 書類審査のみで、対面での入園前健康診断は不要となった児童については、入園前健康診断記録表の「入園の適否」の「適」に○をつけ、嘱託医(園医)の印を受け、入園可とします。「入園可」となった児童については、入園説明のための面談の日程を伝え、面談を実施してください。また、入園後、可能な限り初回の定期健康診断を受けられるようにしてください。
- (5) 施設長は、内定になった全ての児童に「書類審査のみで、対面での入園前健康診断は不要」または「嘱託医(園医)による対面での入園前健康診断が必要」の電話連絡をします。
- (6) 必要な児童に対して、嘱託医(園医)による対面での入園前健康診断を行います。
- ◇ 嘱託医(園医)と相談し、実施期間内に行ってください。
 - 【実施期間】一次利用調整内定者：1/21(火)～2/20(木) 二次利用調整内定者：～2/27(木)
 - ◇ 原則は園で実施しますが、診療所での実施(園職員の付添いが必要)や、園の定期健康診断と同時に実施など、実施方法について嘱託医(園医)と相談してください。
 - ◇ 保護者の付添いは児童1名に対して1名とします。
 - ◇ 原則として、咽頭検査は行いません。
 - ◇ 病気等の理由により都合のつかない児童がいた場合も原則として、期間内で受診するように配慮してください。
 - ◇ 期間内で実施が困難な場合は、施設長と嘱託医(園医)とで協議して日程を調整してください。

3 嘱託医(園医)による対面での入園前健康診断結果の報告

- (1) 嘱託医(園医)による対面での入園前健康診断の結果、さらに健康管理委員会での入園可否の審議が必要と判断された場合は、事前に各区児童家庭課及び、運営支援・人材育成担当に電話連絡をした上で申請に必要な書類を期日までに児童居住区の児童家庭課に園から送付してください。
- 【提出期限】一次利用調整内定者：2/21(金)必着 二次利用調整内定者：2/28(金)必着
- ※ 必要書類については、申請手続きガイド『提出書類の御案内』を参照のこと。主治医意見書の発行には日数を要する場合がありますので、速やかに保護者にお知らせください。
- (2) 嘱託医(園医)による対面での入園前健康診断の結果、「入園の適否」は「適」となったが、健康管理委員会に“健康状態の報告・川崎病の報告”または“4/1からの与薬の預かりが必要”と判断された場合には、申請に必要な書類を期日までに園がオンライン申請してください。
- 【申請期限】一次利用調整内定者：2/21(金)締切 二次利用調整内定者：2/28(金)締切
- ※ 必要書類については、申請手続きガイド『提出書類の御案内』を参照のこと。主治医意見書の発行には日数を要する場合がありますので、速やかに保護者にお知らせください。
- (3) 嘱託医(園医)による対面での入園前健康診断の結果、健康管理委員会での審議が必要ない児童については、入園前健康診断記録表の入園適否欄に「適」と記載されていることを確認した上で、施設長が口頭により各区児童家庭課に連絡することにより報告に代えることとします。

入園前健康診断についてのフローチャート(令和7年4月入所)

※嘱託医=園医



◆令和7年度4月入所児童に係る入園前健診に関するQ&A

1 児童票持参まで

| | Q | A |
|---|---|--|
| 1 | 施設長不在時を考慮し、書類を持参していただく日時は各家庭に指定できるのか | 健康状態の把握をしっかりと行える日程で持参してもらえよう、内定通知に同封する保護者向けおたよりに記載する方法があります。例えば、保護者から連絡をもらい日程調整をする方法や、あらかじめ決めた日程に合わせて来てもらう方法があります。おたよりは内定者ごとに作成はできませんので、どの内定者も分かる内容で記載しましょう。 |
| 2 | 園の状況によって、書類内容チェック、保護者への聞き取りは、受取り時でなく、後に回し電話等でも差し支えないか | 今年度も入園前健診が書面開催になることから、事前の健康状態確認がととも重要になります。可能な限りお子さんと一緒に書類提出に来ていただき、お子さんの状態を確認しながら、対面で保護者への聞き取りを行うのが基本となります。 やむを得ず、電話などで聞き取りをする場合は、より丁寧に確認をしてください。 |
| 3 | 書類持参時の記載内容チェックは、施設長以外でも可能か | 出来れば施設長もしくは看護師などが責任を持って対応するのが良いですが、他の方が対応する場合は園内でチェックする項目を確認する、二人で対応するなど確認事項の漏れや、ばらつきがないようにしてください。 また、施設長は嘱託医との相談の前に必ず全ての情報を確認してください。 |
| 4 | 母子健康手帳を預かってもいいか | 母子健康手帳の預かりはしないでください。嘱託医に確認のために必要な場合は、必ず保護者に了承を取り、コピーを取ってください。また、入園前健康診断後は破棄することも伝えましょう。 |
| 5 | 新設園で、まだ園舎が完成していない場合はどうしたらよいか。 | 新規開設園については各区保育総合支援担当が事例をお話して対応いたしますので御相談ください。園の近くの公民館や町内会館などを借りて実施する。(書類受け取り時及び身体測定時と、嘱託医による入園前健康診断の2日間を設定する) など。 |
| 6 | 書類持参時にお子さんを同伴する必要はあるか | できるだけお子さんを連れてきていただくようにして、お子さんの様子を確認しながら健康に関する聞き取りをしてください。 |

2 身体測定・面談内容・様式に関すること

| | Q | A |
|---|---|--|
| 1 | 母子健康手帳は、どの項目を確認すればよいか | <p>P 1 4 「出産の状態」で出生時の様子</p> <p>P 1 6 「新生児訪問指導等の記録」で特記事項がある場合</p> <p>P 1 8 「保護者の記録」</p> <p>P 2 1 ～「健康診査」必要な健診を受けているか、特記事項がある場合。任意の健診結果の確認等。</p> <p>P 4 2 「発達曲線等」</p> <p>P 5 0 ～「予防接種の記録」健康記録表と相違がないか等のページを参考に確認をしてください。</p> |
| 2 | 身体測定時の面談の際、入園を想定し、看護師・栄養士の面談を行ってよいか | <p>入園前健診での嘱託医による入園可、または健康管理委員会での入園可の審議結果をもって、入園が可能となることから身体測定時の面談は健康状態の把握のみとしてください。入園後に必要な内容については入園が正式に決定してから実施してください。(ただし、エピペンの預かり等は受け入れ前に確認が必要ですので、既往症に応じた聞き取りをしてください)</p> |
| 3 | (看護師の配置がなく)基礎疾患や既往歴のある児童について、何をどう聞き取りすればよいかよくわからない。嘱託医に相談する前に、相談できる窓口はあるか | <p>R7年4月入所児童に係る川崎市保育所等入園前健康診断実施細目の「入園前健康診断が必要な基準」や「入園前健康診断確認様式」を参考に複数で園生活において必要となる事を考慮し、聞き取る内容を決めてください。ご質問は各区保育総合支援担当でお受けいたします。</p> |
| 4 | 添付の「入園前健康診断確認様式」は、内部資料か、嘱託医への提出資料とするものか | <p>参考様式ですので、必ず使用するものではありませんが、健康確認のために使用していただき、嘱託医に提出いただいても結構です。また、必要に応じて変更や追記して使用いただいても結構です。</p> |
| 5 | 身体測定は嘱託医との相談前に実施しなければいけないか | <p>身体測定も健康情報及び全身状態の把握等の一つになりますので、基本的には嘱託医との相談前(書類持参時など)に行ってください。無理な場合は嘱託医に確認後、後日に行ってください。ただし、視診で体格や頭の大きさに異常が見られる場合は、可能な限り計測をしてください。</p> |
| 6 | 身体測定は看護師一人の対応でよいか | <p>安全で正確な測定のためには、看護師と保育士等二人以上の対応が望ましいです。</p> |

3 嘱託医への報告・書類審査、入園前健診実施児童の決定に関すること

| | Q | A |
|---|---|--|
| 1 | 嘱託医も忙しく、どこまで報告して、相談してよいか迷う。入園前健診を受ける児童の基準などはあるか。また、いつ行くのが好ましいか | R7年4月入所児童に係る川崎市保育所等入園前健康診断実施細目に「入園前健康診断が必要な基準」を記載しましたのでご参考ください。 嘱託医との書類審査の日程は、曜日、時間等考慮しながら嘱託医と園で協議し決定してください |
| 2 | 身体測定の時だけで判断するのが難しい。心配なら全員、健診を行ってよいか | 身体測定だけではなく、母子健康手帳などの情報や面談での聞き取り内容や園で不安に思う事など嘱託医に相談してください。入園前健康診断の有無の判断は嘱託医にさせていただきます。 |
| 3 | 嘱託医と園で健診の必要・不要を決定後、保護者への連絡は電話連絡（口頭）でよいか | 家庭への連絡については確実に伝われば、方法は問いません。 |
| 4 | 保護者が健診の必要性を認めない場合、「健診を受けないと入園の判断ができず、入園できない場合もある」と伝えてよいか | 「保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」にも記載があり、「保育所等利用申し込みに関する確認票」でも入園前健診を実施してから決定となることを了承の上、申し込みをしています。 入園前健診は全員が行う（書類審査か健康診断で）必要があるという事を丁寧に伝えてください。 |
| 5 | 嘱託医に相談に行く際に「入園前健康診断記録表」等はコピーを持参すればよいか。 | 「入園前健康診断記録表」は嘱託医記載欄（印）があるため、原本を持参します。その他の「児童票」「健康記録表」などはコピーで良いかを嘱託医に確認してください。 |
| 6 | 入園前健診の不要な児童の「入園前健康診断記録表」の「入園の適否」の「適」の記入は、入園前健診の際に原本に記入していただくという流れになるか | 嘱託医に相談に行き、入園前健診が不要、必要なお子さんが決まったら、不要なお子さんについては嘱託医に「入園前健康診断記録表」の「入園の適否」の「適」に記入、押印していただきます。実際に健診はしていないので、上部の健診項目欄への記載は不要です。 |
| 7 | 嘱託医への相談時、報告や相談内容は、口頭でなく書面資料を作成した方がよいか | 施設側の心配や質問についてポイントを絞って伝え、また、嘱託医の意見や回答を確実に把握するためにも書面での確認が必要ですので、参考資料「入園前健診確認様式」をご参照いただき、園で確認内容が把握しやすい様式に変更するなどして活用してください。 |
| 8 | 明らかに健康管理委員会に審議が必要なお子さんがいる場合、どうするか | 書類受け取り時にお子さんの様子を把握しながら、健康管理委員会について説明し、審議書類として主治医の意見書が必要になることを事前に伝えてください。 |

4 入園前健診の開催に関すること

| | Q | A |
|---|---|---|
| 1 | 入園前健診の手順や準備がよくわからない | 入園前健診については、健康管理マニュアルに記載されていますが、今年度は感染症予防のため書面開催に変更していますので「R7年4月入所児童に係る川崎市保育所等入園前健康診断実施細目」を御確認ください。又、各区保育総合支援担当へ御相談ください。 |
| 2 | 園が指定する入園前健診の日程と保護者の都合が合わないときはどうすればよいか | 保護者には可能な限り、指定された日程での健診をお願いしますが、どうしても調整が見つからない場合は、嘱託医に相談し、健診日程と場所を調整してください。ただし、日程は入園前健康診断の期間内とし、嘱託医の診療所での健診の際は、必ず保育所職員も同行してください。また、基本的には体調不良以外での日程変更はできないことをお伝えください。 |
| 3 | 諸事情により、入園前健診ができず、期間内の実施が難しい場合、実施期間の延長は可能か | 実施期間内に入園前健康診断を行っていただくのが原則ですが、どうしても入園前健康診断が期間内に実施できない場合は各区児童家庭課へご連絡ください。 |
| 4 | 書類審査で全て入園可と嘱託医が判断した場合は、入園前健康診断を実施しなくてもよいか | 嘱託医が書類審査で全てのお子さんを入園可とした場合、書類審査のみで終了となりますが、入園後の定期健診を早い時期に受けるようにしてください。 |

その他

| | Q | A |
|---|--|--|
| 1 | 食物アレルギーに関わる健康管理委員会の審議は例年どおり5月となるか | 3月の健康管理委員会は入園に関する審議のみですので、除去食などの申請は5月となります。(健康管理委員会は5、7、9、11、1月の年5回実施しています)ただし、エピペンなど急を要するケースは臨時で審議しますので、運営支援・人材育成担当に御連絡ください。 |
| 2 | 入園後、健康管理委員会の審議が必要だと気づいた場合の委員会の開催日程はどうか | 囑託医が健康管理委員会への審議が必要と判断した場合はまず運営支援・人材育成担当まで御連絡ください。急を要するケースは臨時審議を行います。 |
| 3 | 入園前健診を受けなかった児童、及び健診を受けた児童の入園決定通知はいつ、どこから通知するのか | 書類審査のみで入園が決定したお子さんは園から「入園可」ということをお伝えください。 入園前健康診断を実施したお子さんについては健診後に囑託医に確認し「入園可」とお伝えください。 また、健康管理委員会での審議が必要なお子さんについては提出書類などの説明をお願いします。 園の入園前健診で「入園可」となったお子さんについては、区に連絡をしてその旨をお伝えください。入園可となったお子さんについては、正式に各区福祉事務所長の決定により「利用者負担額等決定通知」が発送されます。 |
| 4 | 健康管理委員会の審議の結果は、いつ、どこから保護者と保育施設に知らされるか | 審議の翌週に児童家庭課より保育施設、保護者に通知します。 |

連絡先

* 囑託医や入園前健康診断の日程に関すること（及び健康管理委員会に関すること）

| | |
|--------------------------------|--------------|
| こども未来局保育・子育て推進部 運営支援・人材育成担当 | 044-200-2664 |
|--------------------------------|--------------|

入園前健康診断について

参考様式

施設名

氏名

歳児

生年月日

| 確認事項 | ○× | 内容など | |
|------------------------|----|--------|------|
| 定期的に医療機関を受診している | | 病院名 | 受診内容 |
| 主治医から保育園生活で指示がされている | | 病院名 | 指示内容 |
| 健康診断で指摘事項があった | | 健診名 | 指摘内容 |
| 家庭での生活に健康上で不安、困難を感じる | | 内容 | |
| 療育センターなどに通所中 | | 通所名 | 内容など |
| 保育所職員が書類を確認し、健診が必要と感じた | | 内容 | |
| 保護者から健診の希望があった | | 保護者の様子 | |
| その他 | | | |
| 入園前健診実施の可否(保育園案) | | 要 | 否 |

入園前健康診断記録表

| | | | | |
|-------|--|---------------------------------|-------|-----|
| | | 児童名 | | |
| | | 生年月日 | ・ ・ 生 | |
| 健診年月日 | | ・ ・ | 所見 | |
| 体格 | 大 ・ 中 ・ 小 | O.B | | |
| 栄養 | やせ ・ 肥満 | O.B | | |
| 成長記録 | 遅延 | O.B | | |
| 顔色 | 蒼白 ・ 異常 顔色 ・ 黄疸 | O.B | | |
| 顔貌 | | O.B | | |
| 頭部 | 頭型 | 非対称 ・ 尖頭 | | O.B |
| | 頭蓋癆 | あり | | O.B |
| | 大泉門 | 閉鎖 | | O.B |
| 眼 | 貧血 ・ 眼脂 ・ 結膜炎 | O.B | | |
| 鼻 | 鼻汁 ・ 鼻閉 ・ ただれ | O.B | | |
| 耳 | 耳垢 ・ 耳漏 ・ 湿しん | O.B | | |
| 口腔咽頭 | 歯牙／歯齦異常 アフター・地図状舌 チアノーゼ 扁桃肥大 I ・ II ・ III | O.B | | |
| 頭部 | リンパ腺腫脹 | O.B | | |
| 皮膚 | 貧血 ・ 浮腫 ・ 発しん 出血斑 ・ チアノーゼ | O.B | | |
| 胸部 | 形状 | 鳩 ・ 扁平 ・ 細長 ・ ロート ハリソン溝 ・ 念珠 | | O.B |
| | 心 | 心雑音 | | O.B |
| | 呼吸器 | ラ音 ・ 喘鳴 | | O.B |
| 腹部 | 緊張 ・ 鼓張 ・ 腸索 腫瘤 | O.B | | |
| 脊柱 | 円背 ・ 側彎 | O.B | | |
| 四肢 | O脚 ・ X脚 ・ 内反足 外反足 関節及び筋異常 運動障害 ・ 跛行 | O.B | | |
| 開排制限 | あり | O.B | | |
| 肛門外陰部 | ヘルニア ・ 陰のう水腫 停留睾丸 肛門びらんじ裂 | O.B | | |
| その他 | | O.B | | |
| 入園の適否 | | 適 ・ 否 | | |
| 囑託医印 | | | | |

身長 _____ cm

体重 _____ kg

胸囲 _____ cm

頭囲 _____ cm

カウプ指数

事務連絡

令和6年11月28日

保育所長・認定こども園長 各位
地域型保育事業所設置者 各位
各区地域みまもり支援センター児童家庭課長 様
各地区健康福祉ステーション担当課長 様

川崎市内保育施設における転園時の健康管理委員会に係る申し送りについて

日頃より大変お世話になっております。

川崎市内保育施設との転園に係る申し送りについて、平成26年度に保育園医部会（健康管理委員会担当医師）との確認事項を通知したとおり、以下の内容を実施していただきますよう再度お願いいたします。

1 入園前健康診断について

川崎市の認可保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業所内の転園については、転園先の嘱託医の判断によりますが、原則として入園前健康診断は必要ありません。

その場合、入園前健康診断記録表の写しを引き継いでいただきますようお願いいたします。

2 病気の報告・与薬申請・食物アレルギー除去食申請の

健康管理委員会に関わる事項の引継ぎについて

転園時は原則として前園での経過を引き継いでいただきます。新規での申請は必要ありません。

主治医意見書・生活管理指導表等の申請書類の写し及び健康管理委員会の審議結果表の写しを引き継いでいただきます。

- * 書類（写し）の送付については、お子さんの引継ぎを含め、施設同士で連絡をとることとなります。基本的には転園前の施設が転園先の施設に連絡の上、児童状況の引継および書類の受渡に対応いただきますよう、御配慮願います。また、転園前の施設から連絡がない場合は、転園先を保護者から報告されていない可能性がありますので、転園先の施設から連絡していただきますようお願いいたします。
- * 書類の引渡しについては、入園時に「重要事項説明」にて同意を得ていることが前提となります。万が一、同意がない場合は保護者の同意を得てから引継ぎを行ってください。
- * 年度途中での転園についても同様の扱いとなります。

健康管理委員会事務局
こども未来局保育・子育て推進部
運営支援・人材育成担当 前崎
電話 200-2664